

## 交流・文教ゾーン公園遊具設計設置工事 要求水準書

### 1 趣旨

本要求水準書（以下「水準書」という。）は、交流・文教ゾーン公園遊具設計設置工事（以下「本工事」という。）に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の企画提案者に求める提案条件となる要求水準を示すものであり、本プロポーザルの企画提案者は、水準書に記載された事項を満たしたうえで、本工事に係る提案を行うことができる。また、本工事の受注者は、本工事が完了するまでの間、水準書を遵守しなければならない。

### 2 工事内容等

本工事の内容は以下のとおりとする。内容については、整備範囲の一体感を創造し、公園全体の魅力向上につながるものとする。なお、契約上限額の範囲内で実施可能な内容については、積極的な追加提案を求める。

- (1) 複合遊具等の設計、製作 一式
- (2) 複合遊具の設置 一式
- (3) 安全施設の設置工事（遊び場セーフティサイン、安全マット等） 一式
- (4) 工事に伴う仮設工 一式
- (5) 工事に伴う整地工事 一式
- (6) 遊具を含む整備範囲の利用に関する注意看板等制作設置工事 一式
- (7) 整備範囲における表面仕上げ等の設計、施工 一式

※基礎工事、運搬費、仮設費、準備費用を含む。

### 3 要求要件

#### 【目的物に関する事項】

- (1) 契約上限額  
89,646,900 円（消費税および地方消費税を含む。）
- (2) 設置箇所  
竜王町大字綾戸地先（資料 1 参照）
- (3) 整備範囲  
あそびの広場約 1,200 m<sup>2</sup>のうち、855 m<sup>2</sup>（資料 2 において着色したエリアとする。なお、資料 2 および資料 3 における遊具配置は参考であり、大きさ、基数および配置については、下記の遊具設置予定数および遊具仕様を満たす提案内容によって決定する。）
- (4) 遊具設置予定数
  - ① 児童用複合遊具 1 基以上
  - ② 幼児用複合遊具 1 基以上
  - ③ インクルーシブな遊具 2 基以上
  - ④ その他（提案見積上限額の範囲内で、娯楽性、安全性等の向上に必要な遊具、設備等の提案を行うこと。）
- (5) 遊具仕様
  - ① 児童用複合遊具の対象年齢は、6 歳～12 歳とすること。
  - ② 幼児用複合遊具の対象年齢は、3 歳～6 歳とすること。
  - ③ 使用期間が長寿命化するよう腐食しにくい耐久性のある材料で構成されていること。

- ④維持管理（交換・修理）がしやすい材質および構造とすること。
- ⑤規準として、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）」（国土交通省）や「遊具の安全に関する基準（最新版）」（一般社団法人日本公園施設業協会）に適合すること。

(6) 留意事項

- ①本町では、既存の公園、運動施設が町の周辺部に偏っており、各集落の小規模公園だけでは、多世代が交流できる十分な規模の公園が不足している。また、少子化により、子ども同士が集団で遊ぶ機会も減少している。このため「竜王町コンパクトシティ化構想」に基づき、「交流・文教ゾーン」として子どもたちが利用する施設を集約し、子どもの遊び場や住民同士の交流の場として活用できるよう新たな公園を整備するものであり、本公園の整備コンセプトである「それぞれの『やってみたい』がかなう公園」、「だれにとっても『いばしょ』のある公園」に基づき、子どものチャレンジ精神、健やかな成長を促す多様な遊びの要素を取り入れてあること、様々な個性や感性を持った子ども達がともに遊べるような遊具および整備とすること。
- ②本公園のにぎわいの創出が期待でき、竜王町中心核「交流・文教ゾーン」のシンボルとなり住民から愛着を持たれるような遊具および整備とすること。
- ③保護者等が見守りやすいよう、遊具の配置は十分考慮すること。
- ④遊具等の対象年齢、遊び方および注意事項等を記載したセーフティサイン、注意看板等を適切に設置すること。
- ⑤基礎は、土砂の流出等による露出がない構造とすること。
- ⑥遊具設置に付随し、必要な整地工事があれば、提案見積上限額の範囲内で対応すること。
- ⑦整備範囲における表面仕上げについては、芝およびゴムチップ等透水性のある素材とすること。透水性のある素材であれば組み合わせることを可能とし、施設の魅力を高めるデザインとすること。また、地下浸透した水の処理を考慮した設計、提案とすること。
- ⑧公園利用者が施設価値の高まりを感じられる提案を求める。

**【施工に関する事項】**

(1) 工期

議会議決日から令和9年3月24日（水）まで

(2) 施工時間帯

午前8時30分から午後5時まで

(3) 共通仕様書等

受注者は、本工事の施工にあたり、公告日における最新の「滋賀県一般土木工事等共通仕様書」、「滋賀県一般土木工事等工事必携」、「土木工事施工管理基準運用方針(案)」（滋賀県一般土木工事等工事必携に掲載）に基づき施工すること。

(4) 工事計画

工程計画表については、任意様式により別途提出すること。

(5) 施工中の安全確保

作業および周辺の安全確保を第一とすること。

(6) 留意事項

- ①工事の実施に伴い影響を受けた公園施設については、現状機能を回復すること。
- ②本公園敷地において、他工事も実施するため、町および他工事受注者等と綿密に調整を行うこと。

- ③工事着手前、施工中および施工完了後に行う諸官庁へ届出する必要書類等がある場合、受注者は責任を持って履行すること。申請に伴う費用は受注者負担とする。

#### 4 提案を求める範囲

##### 【必須事項】

- (1) 複合遊具の設計、製作 一式
- ①目的物の構造形式  
レイアウト等の目的物の構造形式を示し、利用方法について提案により説明すること。
- ②デザイン  
提案目的物の概要図（完成予想図）を提案により説明すること。
- ③維持管理  
各使用材料別に検討するとともに、目的物全体としての維持管理を低減できる対策の提案をすること。また、設置後 20 年間の消耗品の交換等に要する経費を試算し説明すること。
- (2) 複合遊具の設置 一式
- ①現地条件を踏まえた施工計画について提案により説明すること。
- (3) 安全施設の設置工事（遊び場セーフティサイン、安全マット等） 一式
- (4) 工事に伴う仮設工 一式
- (5) 工事に伴う整地工事 一式
- (6) 遊具を含む整備範囲の利用に関する注意看板等制作設置工事 一式
- (7) 整備範囲における表面仕上げ等の設計、施工 一式  
※基礎工事、運搬費、仮設費、準備費用を含む。

##### 【提案可能事項】

- (1) その他、遊具を利用するために必要となる施設

#### 5 施工条件

- (1) 搬入道路  
資材の搬入等については、現場の状況に応じて敷き鉄板での養生等監督職員と協議のうえ実施すること。
- (2) 安全対策  
工事車両等による搬入については、必要に応じて交通誘導員を配置すること。
- (3) 施工時期  
本公園は別途整備工事等を発注する予定である。施工時期については、町および他工事受注者との協議のうえ実施すること。
- (4) 残土処分  
本工事において発生した残土については、交流・文教ゾーン内の町の指定する場所にて処分すること。処分先は整地すること。処分に係る運搬費等は受注者負担とする。
- (5) 地盤高  
現況地盤高は標高 105.500mである。参考図面の計画地盤高になるよう盛土等必要資材、経費を含めて提案すること。

## 6 資料

- ・位置図（資料1）
- ・整備範囲図（資料2）
- ・参考図面（資料3）